

『明教新誌』所収・明治十二年真言宗本末共同会議傍聴録についての一考察

— 翻刻・注記を中心として —

上野 康弘

一、はじめに

明治十二年四月、明治政府（内務省）は真言宗に対して一宗一管長にすべき達を出した。その達書を承けて新義古義の僧侶有志は真言宗を統一するための宗制素案を作成し、まずは大本山住職クラスの僧侶が京都・智積院に集結、六、七月にかけて素案の審議にあたった。次に十一月、十二月にかけて本山と地方寺院の住職が東京・靈雲寺に集い、別の議案を審議検討。両会議の議決内容は『大会議條款』として刊行され、翌十三年五月には『真言宗成規章程』が政府から認可された²。両会議のうち、前者の会議を本山会議、後者を本末共同会議と言う。そして二つの会議を併せて大成会議といい、後に第一大成会議とも言われるようになった。その詳細を示せば次の如きである。

明治十二年大成会議

・ 本山会議

場所…智積院

出席者…真言宗各本山々主、各山総代五十一名、幹事三名、書記二名、主任四名、計六十名

日数…六月一五日～七月五日（六日は管長選挙）³

確定事項…御遺告に基づき宗制を一にする件、一宗本末の権限を確定する件、学階を沿革する件（計三ヶ条）、

および三十節

・本末共同会議

場所…霊雲寺

出席者…各府県の住職（末派総代十六級以上の住職⁴）五十二名+十二名⁵、本山総代十四名、それに主任長一名、

主任四名、幹事四名、書記四名の計九十一名

日数…十一月十日～十二月十六日

確定事項…宗意安心を一体し布教の体裁を一にする件、宗規を厳立し僧風を釐正する件、など七ヶ条（議案は

当初、六ヶ条であった）数十節

新義古義の共同体制はこれ以降、少なくとも明治二十九年までは続く。もちろんその間に新古分離や画一の論争は度々起きているが、一宗体制は明治二十九年までなんとか維持することができたのである。

『密教大辞典』、『真言宗年表』、あるいは日本の密教史概説書などを繙けば、明治十二年に当会議が開かれたことは分かる⁶。また『明治仏教思想資料集成』においては『大会議條款』が翻刻されているのでその全貌を知ることができる。しかし議事録が発見されていない現在、会議中にどのような議論がなされていたのかは不明である。今回、幸いにも明治期に発行されていた仏教雑誌『明教新誌』（以下、『明教』と略）にその会議内容の一部を見出すことができた。この内容を明らかにすることで、誰が何を、しかもどのような議論をしていたのか、その一端が理解されることになろう。筆者はこの記事を便宜上、傍聴録と呼び、その翻刻と注解を行いたい。

二、明治十二年までの真言宗の動向

明治維新以降、仏教界、特に真言宗の興学・布教活動が活発になるのは、明治八年五月以降である。明治維新から五年にかけては神仏分離令により仏教は排除されていたが⁸、明治五年以降は政府主導の神仏合同による教化政策が実施された。明治八年四月末にその政策が破綻することにより、興学・布教は各宗派の判断に委ねられることとなる。それ

故に真言宗独自の活動が顕著になるのはこれ以降のことである⁹⁾。

さて真言宗は新古合同の体制で興学・布教を展開していたが、徐々に新古は別々の道を歩み始める。まず明治九年八月には長谷寺に豊山大学林を、智積院に智山専門学林西校・東校を、金剛峯寺に高野山大学林を設立(『明教』三三二、四八六、四九七)。明治十年二月には新古分離の噂も立つ(『明教』四二一)。明治十一年三月十日には、新古諸山の臨時会議が開かれた。それ以降、京都府下の醍醐寺や仁和寺などが独立を模索し始め、五月二十日には、布教上の都合として、仁和寺、大覚寺、広隆寺、神護寺、法相宗法隆寺、同薬師寺、律宗西大寺、同唐招提寺などが合同して西部真言宗を建てた。そして十二月末には、当時、宗教を管掌していた内務省から新古が分離し管長別置することの許可を受けたのである。そのため真言宗は、明治十一年末の時点で西部真言宗、新義派、真言宗(＝高野山と東寺)の三派に分立しているという状態であった。

三、明治十二年における真言宗の動向

しかし新古の僧侶有志がこの事態を憂い、一宗一管長とすべく画策したようだ。その経緯は管見の限り不明である。結果として、明治十二年四月三十日付で内務省より真言宗、新義派、西部の各管長に宛てて以下の達(内務省達戊第二号)が発せられた。

其宗各部派分離管長別置を廃し自今一宗一管長を相定め候条此旨相達候事。但管長の儀は宗内の協議に任せ輪次交番致すべき事。

これを受け五月二日には上野相憲¹⁰⁾、高志大了¹¹⁾、五古快全¹²⁾、吉堀慈恭¹³⁾、菅覚阿¹⁴⁾、大崎行智¹⁵⁾、高岡増隆¹⁶⁾各師の連署で「追って協議を行い管長の選定を行うこと、それまでの間、霊雲寺に仮事務所を設置すること(取意)」などが番外達された(『明教』八〇五)。六月十五日から七月五日に亘り智積院にて本山会議が行われ、綱領三ヶ条、細目

三十節が確定されたことは先述した通りである。

本山会議終了後は、さらに一宗会議を行い三ヶ条三十節を大成する予定であった¹⁷。行智、覚阿、慈恭、快全は宗制改革委員に命ぜられ宗制の編成を行う（『明教』八四二）。しかし末派から問議が絶えないため九月二十五日付で各府県の末派総代を集め、先に確定された三ヶ条三十節と、さらに議目六条を加えて、十一月十日より湯島・靈雲寺にて大会議を行うことを通知した（『明教』八七五）。

その六議案とは、

- 第一 宗意安心を一体し併せて布教の体裁を一にする件
- 第二 宗規を厳立し僧風を釐正する件
- 第三 大教院及び同出張所の役員選挙方法并に人員制限の件
- 第四 宗費生徴募方法及び人員見込の件
- 第五 教費及び学資の課出方法を一体する件
- 第六 各地方教導取締を廃し更に中本寺以上の者をして管掌せしむる件

であった。また十月下旬には釈雲照¹⁸が改革委員に任命される（『明教』八七六、八八六、八八九）。

なお九月二十五日付の末派向け達書は地方寺院に誤解を招いた。本山側は前会議の三ヶ条三十節を確定事項と見做しつつも、今回の六ヶ条とともに審議する必要性を感じていた。しかし、地方ではそのようには解さない。三ヶ条三十節はすでに確定しているのであれば全く議論しないのであろう、あるいは逆に三ヶ条三十節を末派を含めてゼロから審議し直すのだろうと解釈する。どちらの解釈にせよ、結局、末派は三ヶ条三十節を確定事項としてではなく、再度審議すべきものと考えていた。それゆえ本山は地方議員に対し改めて達（十月三十日付）を出し、このような理解であれば、十一月十日から始まる会議自体が遅れてしまうから、誤解せぬように――つまり三ヶ条三十節を確定事項とみなすこと――

と注意を促している（『明教』八九二）。

なお土宜法龍¹⁹は会議直前、『明教』（八九七、明治十二年十一月十二日刊）に投稿し次のような意見を述べる。それは六月に確定された議目も地方の末派にもう一度問うべきだというものである²⁰。彼もまた三ヶ条三十節を再度審議すべきと考えていたのである。法龍は十一月から始まる会議に出席している。今回翻刻した傍聴録においても彼の意見が散見され、本山と地方の本末共同論を頻りに主張している点は見逃せない（ただし後述する如く、会議中の主張はどの議案を共同で議論すべきかで彼の見解に揺れがある）。

四、傍聴録の分析

先述したように、十一月から始まった会議は六議案が審議された。そのうち、傍聴録に記録された内容は、十一月十一日～十三日まで、第一条の「宗意安心を一体し併せて布教の体裁を一にする件」の一部である。会議は十一月十一日から十二月十六日まで行われたとされるから、収録されているのは最初の一部ということになる。

・主な登場議員

なお会議は議員番号のみでやり取りされていた模様で、傍聴録では議員番号とそれに対応する議員の発言が記録されているだけである。よって傍聴録を追うだけでは、議員が誰なのかは明らかではない。ただし『明教』では、傍聴録とは別に、議員番号と議員名の対応を明記した記事が存在する。今はそれを参照しつつ、傍聴録に主に登場する議員の名、その議員の会議時身分、明治十二年時の教導職階級と年齢を挙げておく。

番外一番―釈雲照（主任長、大講義、五十三歳）

番外二番―大崎行智（主任、権中教正、四十一歳）

番外四番―吉堀慈恭（主任、権少教正、三十六歳）

番外五番―五古快全（主任、権少教正、五十四歳）

一番―高岡増隆（六級以上議員、和歌山県無量寿院・権中教正、五十七歳）

六番―上野相憲（議長、栃木県鶏足寺・権少教正、四十八歳）

七番―高志大了（六級以上議員、愛媛県石手寺・権少教正、四十六歳）

十一番―原最峻（末派総代議員、堺県管明院・中講義、略歴不明）²¹

二十四番―佐伯妙用（六級以上議員、堺県法花寺・近衛高鳳代理、大講義、三十一歳）²²

三十六番―土宜法龍（末派総代議員、埼玉県歓喜院副住職・権中講義、二十六歳）

五十三番―九会大恵（本山議員、和歌山県金剛峯寺代理、中講義、略歴不明）²³

五十九番―陰山徹雅（本山議員、大覚寺代理、中講義、略歴不明）²⁴

四十八番―服部鏤海（六級以上議員、和歌山県五智院・楠玉諦代理、中講義、三十四歳）²⁵

・議論の要約

ここで議論の流れを日毎に要約しておく。

十一月十一日

午後一時より会議始まる。第一条と、第一節からの議論が行われる。ただし第一条全体に対する意見や、あるいは文言に対する細部の意見が区別なくバラバラに飛び交ったため、それをどうするかが問われる。その結果、まずは全体を議論し、その後に細部を審議することになる。

十一月十二日

午前九時半より会議。ある議員の宗派の安心を統一すべしという意見に対し、高志大了は反対。今は布教の体裁を統

一すべきであると主張。また安心は本山で決定すべきであつて、末寺で議論すべきではないと述べる。それに対し、土宜法龍が六和敬(後述)という理念に基づき、本山の諸碩徳を招いて本山と末寺が等しく議論すべきだと主張する。ただし、ここで佐伯妙用が本山会議の内容も併せて議論すべきと主張するが、法龍は反対。それゆえ妙用は自身の説を変更し、当会議で審議する六議案を本末共同で議論すべきとする。しかしながら、大了はこの場で安心を統一することに同意しない。大了曰く、安心は教相上の野根(＝高野山相承と根来相承)の区別がなく、師資相承に関わること。それゆえ取捨選択できないものだから統一する必要はない、と。法龍は「本山と末派が共に消えかかっている法灯に膏を指して復活させるべき」という管長の意見を引き説得。結局、法龍、妙用側の意見が賛成多数で可決され、当会議を本末共同の会議と見なすことに決定する(↓六議案を本末共同で話し合うことに)。

午後一時から再開。番外委員・五古快全が、この会議を本末会議と見なすことが管長によって許可されたと通知。また管長は諸本山の選挙によって定められたから、諸本山の代理と考えて問題なく、諸本山を召喚する必要はない、それゆえ当会議を本末会議と見なしようと判断。これにより今までの修正案を廃棄し、再び第一条からの議論が始まる。第一条は議案のままにすることが決定²⁶。次に第一節の審議に進む。ここで原最峻が安心の統一に関して、過去の諸師達の著作は数多いから初心者迷ってしまうとし、已達が秘密安心の大意を講じるべきだと主張。服部鏝海は天蘆懷円の『安心小鏡』頒布を提案。その後、法龍などの諸説によって『安心小鏡』を安心の拠り所とし、さらに最峻の説により、碩徳五名以上を投票によって選び、宗意安心の章を編成することになる。

十一月十三日

五名以上の碩徳を選出するに際し、当会議に不在のものを選ぶことに不満の声があつたが、法龍などはそれを斥ける。よって在不在を問わず選出することになる。引き続き第一節の審議。原案の語句についての意見がいくつか出る。結果、現行『條款』記載通りの第一節となる²⁷。

午後一時二十分より再開。第二節の審議。語句についての細かい意見が出る。結果、『條款』記載通りの第二節とな

る²⁸。続いて第三節の審議。時間につき途中で終了。

傍聴録はここまで。

五、傍聴録から分かること

傍聴録は以上である。ごく一部に過ぎないが、この記録から理解されることが幾つかある。

(1) 本末共同会議は、開始当初、本末が共同しているとは言いがたいものであった。

傍聴録の内容から判断する限り、会議二日目から宗意安心の議案とは別に本末共同のあり方が議論されている。そのきっかけを作ったのが、宗意安心は本山で問うべきで地方で議論すべきものではないという高志大了の意見である。それに対し、法龍は六和敬という理念から本末共同の本質を問う。これらの議論が本末共同会議の意味するところを他の議員達にも知らしめることになり、会議全体の質を高めることになったと考えられる。番外委員・快全の発言による限り、本当の意味での本末共同会議は十二日午後から始まったと言える。

(2) 宗意安心章編纂の理由は、従来の安心が多岐に亘っており、初心者に理解しがたいためであった。

これに関わる人物は原最峻である。最峻は已達が秘密安心の大意を講じるべきだと主張する。最峻はまた五人の碩徳を投票で選んで宗意安心章を編成すべきと提案した。これらの主張は結局採用されることとなった。

(3) 雲照の存在性。

先述の要約では触れなかったが、傍聴録全体を追う限り、雲照の存在が際立つ。番外一番議員、かつ主任長という肩書きからも分かるように、他の議員にとってご意見番の如き役割を果たしている。議案に対する質問には雲照が回答しており、各条の議案文章（例えば翻刻(6)に挙げた条案）は雲照自身の意見が下敷きになっている可能性が高い。彼の素案は、いわば戒律主義、あるいは三学主義に基づくものであり、この大成会議ではその主義が宗内をうまくまとめることとなった²⁹。

六、会議前と会議中における法龍の見解

ここで法龍の見解について触れておく。というのも後の宗内への影響力を考慮する場合（奥山 二〇〇八）、当会議前後の彼の見解にも注意する必要があるからである。

さて彼は明治十二年六月に行われた智積院での本山会議には出席していない。十一月に行われた会議には埼玉・歓喜院の副住職として二十六歳で出席している。会議前の『明教』での投稿内容、および会議中の彼の意見を追っていくと次のことが理解できる。

① 会議前、会議中に一貫している意見

↓本山と末派が共同して議論すべし。

② 一貫していない意見

・ 会議前の意見

↓本末共同で議論すべきは本山会議ですでに決定されている細目。

・ 会議中の意見

↓本末共同で議論すべきは当会議で議論する六ヶ条、あるいは六ヶ条のうち宗意安心。

③ 「六和敬」という語の有無

・ 会議前↓無し

・ 会議中↓有り

①は会議前も会議中もはっきりと主張されている。この前提は揺るがない。ただし②の如く、どれを本末共同で議論するかは、彼の意見に揺れがあり、一貫していない。会議中は意見があやふやなままである。それゆえ番外委員の吉堀慈恭からは一体どれを本末共同で議論せよと言っているのか、と再確認されてもいる。

ただし以下の点に留意すべきである。傍聴録の中では、確かに六ヶ条を本末共同で議論することに決しているが、当会議では本山会議の節目が全く議論されなかったというわけではない、ということである。これは『明教』に記載された記事で明らかになる。七月の時点で『明教』には、綱領三ヶ条・細目三十節全てが転載されている。つまりその内容は最初の本山会議で確定されたものである。一方で十一月開催の本末共同会議終了以降に、『明教』では再び綱領三ヶ条・細目三十節が転載されているが、その内容を七月のものと比較すると、明らかに相違点が認められるのである。もちろん七月掲載の三ヶ条等は記者自身が言うように誤写の可能性もあるが、それを差し引いても余りあるほどの相違点も認められるのは確かである³⁰。それゆえ本末共同会議において、六ヶ条の審議内容が綱領三ヶ条等の内容と齟齬を来すような場合には併せて議論され、その結果加筆訂正された可能性も考えられよう。いずれにせよ、ここが当傍聴録の限界と言えようか。傍聴録の内容だけで全てが理解できるわけではない。

③は本末共同という考え方を仏教用語で述べたものである。会議前にはその語は見当たらないが、会議中には頻繁に言及され、あるいは四大白説とセットで述べられている。この四大白説、六和敬という語は、雲照が本末共同会議の前に先立って言及したとされている³¹。

まず、四大白説とは、サンガ内で如来や賢い比丘などの四人のうち（『四大』）、いずれか一人から聞いた言葉が仏語と矛盾しなければ真の仏語（白説）とみなされるという理念。雲照著『四大白説』によればこの理念は『根本説一切有部毘奈耶雜事』卷三十七を典拠とする³²。雲照は「此四大白黒印を以て已今当来の一切僧中の善不善の法を決了するに正邪分明にして決了せざることあることなし」と述べている（草繫 一九一四、下巻、一八五頁）。一方、六和敬とは修行者が互に行為・見解を同じくして和合するための六種のあり方である。雲照の『六和敬弁』によれば、それは(1)戒和敬・戒律を護持する、(2)見和敬・仏教の教えに安住すること、(3)利和敬・利益（利得）を同じくすること、(4)身和敬・行住坐臥などの威儀を同じくすること、(5)口和敬・仏勅、および師僧の教誡に従い、争わないこと、(6)意和敬・出家すれば貴賤・尊卑の驕りを謹み、私心の無いこと、であると述べている。雲照はまた僧宝があるから仏宝・法宝が世間に住し、また僧宝が世に滅すれば、仏法の二宝も滅す、とも述べている（草繫 一九一四、下巻、一九三頁）。

会議中における法龍の「六和敬」という語の使用は、雲照の会議前の発言に依ったのであろう。それは自身の見解―本末共同すべしという見解―を補強するために、かつそれが仏教の理念にも反しないという点を意識させるために必要不可欠な術語だったのである。

七、おわりに

簡潔に言うならば、近代以降の真言宗史研究は他宗派に比べて遅れている。日本密教史の概説の中で数頁割かれるだけなのだ。いずれ当時の僧侶たちの日記、往復書簡等が見出されれば研究は進展するであろう。しかしそれまでの間、我々がせねばならないことは当時発行されていた仏教系雑誌、宗内機関誌の情報に依拠した研究であろう。もちろんその情報には批判的な検証が求められる。真言宗の場合、『密厳教報』、『伝灯』、『同学』といった宗内機関誌が発刊されるのは明治二十二年以降である。明治二十二年以前の宗内の情報については今回扱った『明教』に頼らざるを得ない。ただし『明教』においては真言宗ばかりではなく他宗派の情報も偏りなく掲載している以上、我が宗内の情報は限られているのだが、それでもなお今回挙げたような傍聴録、または宗内僧侶達の寄稿は当時の宗内外動向を探るための貴重な情報を提供していると思われる。筆者は今後も『明教』を中心にその内容を紹介し、将来、近代真言宗史を研究対象とするものへの資料が提供できれば幸甚である。

以下に傍聴録の翻刻、注記を掲載する。凡例は以下の如し。

- (1) 『明教』はCD-ROM版を参照した。文章冒頭の(1)などの数字は言及のし易さのため翻刻者が付した。また傍聴録は改行されてはいないため、発言者毎に適宜改行した。翻刻中、議員番号下「」の議員名は翻刻者による補足である。記者が（ ）や「」付きで記すものはそのままとした。判読不明は□とした。
 - (2) 漢字について原則として新字体を使用し、異体字などは採用しなかった。
發↓発、條↓条、會↓会、處↓処、經↓経、轉↓転、攝↓摂、躰あるいは體↓体、顯↓顕、實↓実、來↓来、傳↓伝、國↓国、惣↓総、淨↓浄、餘↓余、應↓応、并↓并、證↓証、畧↓略、當↓当、區↓区、對↓对、擧↓挙、數↓数、撰↓選、佛↓仏、廿↓二十、卅↓三十
 - (3) 単語の表記上、明らかな誤記は「ママ」としてそのまま表記し、訂正しなかった。
和經（和敬）、經判（教判）、彼此接入（彼此涉入）、原按（原案）、授見（授戒）。
当時の慣用として流布していると考えられるものも「ママ」としてそのまま表記した。
讚成（賛成）、編製（編成）、成頓（整頓）、弁宜（便宜）、など。
 - (4) 変体仮名は新仮名に改めた。ただし「問ふ」（問う）、「いづれ」（いずれ）、「加へ」（加え）、などの仮名遣いはそのままとした。また「非ず」（非ず）、「なれとも」（なれども）などの濁点の無い語も、そのまま表記した。
 - (5) ルビ（振り仮名）は現代語の表記に改めずにそのまま記した。判読不明は□とした。
 - (6) 反復記号「ヽ」「ヾ」「／」は使用せず、そのまま繰り返し記述した。
 - (7) 書名は『』、書物中の章名は「」を付した。
- 傍聴録には句読点が存在しない。読みやすさを考慮し、必要な箇所句読点を付した。また「結縁傍機」などの語の連続においては中黒点を付した。

『明教』八九九号(明治十二年十一月十六日刊) 33、四、六頁。

十一日午後一時開場。

(1) 議長「上野相憲」演説あり。其主義は動議あるとき讃「ママ」成者十人以上にみつれば一義となすとの意なり。

(2) 二十四番「佐伯妙用」の説にて議場へ其趣を貼示せり。

(3) 三十六番「土宜法龍」四大白説四大黒説の義に就て発問し番外の答あり。

(4) 五十三番「九会大恵」総則第五条に付き問あり³⁴。

(5) 二十四番「妙用」会議未出頭の者の処分に付き疑問あり。又各地方より出たる建白等の処置に付き意見を述べ³⁵。何れも番外議員の答ありて止む。

(6) 是より第一条の審議に係る。書記³⁶第一節までを朗読す。曰く、

第一条 宗意安心を一体し併せて布教の体裁を一にする件。

議案 蓋し智目行足入清涼地は龍樹の金言、安心立行は顕密の通規なり。故に『大日経』の初「入真言門住心品」に先真言行者の安心を説きたまふ。その要如実知自心の句を出でず。此自心浄菩提の本末の因縁を開いて三句五転とす。此三句五転の中に一

切万行を撰す。然るに是等の法門何を以て宗とすと

ならば三平等を以て宗とす。謂わく自心と四恩との

三業と本尊諸尊の三密と一相一味の曼荼羅にして平

等々々俱に第一実際妙極の境に住す。故に自心本来

即仏の理決定せり。今此宗に入るものは先つ阿闍梨

に随がつて此教理を聴聞信受し安心決定し了りて三

摩耶戒の真言等を授伝し、晝夜四時日課を行じ往

生浄土の勝行を修する人を正に初て真言門の行者と

す。

問 所示の如きは高尚にして在家の堪ゆるところに

あらず。曰く、然らず。若し人此旨を聞て一念信受

すれば即ち一念の即身往生、念念相續すれば念念の

往生なり。何の難きことか之あらん。余教超絶の

深旨爰にあり。本宗の教職たるもの深く此旨を対し

て自行化他すべし。

第一節 秘密安心は先徳の諸章及び即今諸彦の意を

纂めて追て一篇を編製し頒布すべきものとす。

(7) 五十九番「陰山徹雅」原案初段往生浄土の上に護

国利民の旨趣を加へたしという³⁷。同意者十一名あり。

(8) 七番「高志大了」これを駁し今は布教の体裁を主と

す。故に護国利民等を加ふるに及はず。唯現身成

仏の意をも明示したしとの意を述ふ。

- (9) 番外一番「釈雲照」これを賛成して更に明解す。

- (10) 然るに是時に至て十一番「原最峻」起立して本会は総体論と逐条論との別なく始めより斯く論ぜらるるかと思ふ。同意者三十余名ありて先づ総体論、次に逐条論といふことに決す。此日は是迄にて散会す。

『明教』九〇〇号（明治十二年十二月十八日刊）³⁸、四、四六頁。

十二日午前九時半開場。一番「高岡増隆」、五番「直樹俊海」³⁹欠席。

- (11) 四十八番「服部鏤海」総体論の中所詣の浄土を定むること肝要なれば『大日経』に依て十方浄土と定むべしといふ。

- (12) 十一番「最峻」の駁議あれども此議に同意の者十名以上ありて一義となす。

- (13) 五十三番「大恵」曰く宗意安心は所依の経を以て体とすべし。然らは『大日経』「住心品」無相浄菩提心体と定め而して三密修行し機教相応の安心を示すべしと。

- (14) 三十六番「法龍」の質問ありて更に『正法眼蔵』等

の文を引き之を再論す。

- (15) 七番「大了」曰く宗意安心は諸師先徳の所定あれば敢て論すべからず。今は布教の体裁を一にし自他宗混雑なからんを要するのみと。同意者二十名以上あり。

- (16) 三十二番「金光寺信元」⁴⁰曰く安心義は原一なれとも経説并に先徳の釈区々なれば一体に定めたし。

- (17) 七番「大了」曰く。密宗安心所詣の浄土等を祖師先徳の定められたるを審議取捨すべきに非ず。唯機に応じたる布教の体裁を定むるを要す。

- (18) 三十六番「法龍」曰く。第一条の宗意安心等は本山にて議すべき者にて末派に問ふべき者に非ず⁴¹。而るに今此の如きは六和経「ママ」の旨趣に基き四大白説のうちいづれにありや。

- (19) 番外一番「雲照」如来入涅槃のとき阿難に告る等⁴²の証を引て之を説明す。

- (20) 三十六番「法龍」略了解せり。其中不分明の廉を再問す。然らば六和経「ママ」に依て此会議を開く以上は本山諸碩徳を此に招ぎ共に一宗の安心を議せられんことを希望す。又西京会議の性質と当会議の性質を異にする者なるにや。

- (21) 番外二番「大崎行智」曰く然り。西京会議の結果な

る三綱三十節の予定を今日末派の意見に問ふ。

(22) 三十六番「法龍」曰く然らば第一条の義に付本山にも議すべきや。

(23) 番外二番「行智」曰く然り。

(24) 三十六番「法龍」曰く西京會議の結果を此議場に出だし本山會議の性質に牴牾する者は又本山に議すといはば遂に會議の了る期なかるべし。是の如く本山末派へ協議すべき者なれば最前の如く本山のみにて決するは隔歴の相違あり。是等は六和經「ママ」の旨趣に於て慨嘆に堪へず。

(25) 番外二番「行智」曰く本末分離する時は六和經「ママ」の旨趣に叶ずとせば此議場に本山を加へよとの意か。

(26) 三十六番「法龍」曰く管長「守野秀善⁴³」閣下の意を問ふ。

(27) 番外二番「行智」曰く管長の可決なれ共畢竟布教の結果に至り益無益の事を各地諸君の意見に得て而る後に施行するに止まり末派の者と雖ども今議場に出頭する以上は一箇の碩徳と認めて斟酌なく討論すべし。

(28) 三十六番「法龍」本末の分離とは六和經「ママ」何れの説に依るや。

以下次号。

『明教』九〇一号(明治十二年十一月二十日刊)⁴⁴、六頁。十二日の続き。

(29) 七番「大了」前議区々なれ共第一条宗意安心の以下七字を削り更に「に根拠し」の四字を加ふべし⁴⁵。

(30) 議長「相憲」三十六番意見ありや。

(31) 三十六番「法龍」七番の説を賛成す。然れども本山へ対し協議の上修成を請ふ。

(32) 議長「相憲」修成説の挙標を示さしむ。同意者三十余名。

(33) 三十六番「法龍」本末均く相謀るに至らざれば到底一味和合の六和敬に違するか故に承服し難し。縦ひ本末合同して如何様の義を示さるるも四大白説に依らされは亦た決して服せず。

(34) 二十四番「妙用」三十六番に同意す。更に本末協同して西京會議の節目をも併せ議せられんことを希望す。

(35) 三十六番「法龍」本末協同して議するも敢て西京會議の性質を論究するに非ず。本末協同せざれば六和經「ママ」の意に違ふを以て宗意安心を当議場にて

- (36) 二十四⁴⁶「妙用」本末相倚て議すべきは唯宗意安心のみといふは曖昧なり。依て西京決議の条件も更に相倚て議すべし。
- (37) 三十六番「法龍」二十四の説甚だ広溢^{くわいつ}なり。且つ章程に背く⁴⁷。議長請ふ制止せられよ。
- (38) 議長「相憲」二十四番の説を止む。
- (39) 三十六番「法龍」二十四番の説十名以上の賛成者を得て議長或は主任者に建議せは受理して細目に挙げ之を議して可なり。
- (40) 二十四番「妙用」六ヶ条とし本末相倚て議すべきなり云々。
- (41) 番外四番「吉堀慈恭」三十六番の説に本末相倚て議すべしとは第一条のみか將た余条も概して云ふか。
- (42) 三十六番「法龍」前説明適せず。宗意安心のみ本末に議^はるとは云に非ず。若し第二条以下と雖とも六和經「ママ」の本旨に違^{ちが}する者と認めは必らず信し難しと云るなり。
- (43) 七番「大了」三十六番の説宗意安心の義は今更會議に付すべからず。經「ママ」判多端にして際限なし。依て布教の体裁を一にする件のみを議して可なり。
- (44) 三十六番「法龍」七番の説決して然らず。本末協同して安心は一体すべきなり。所以^{ゆえ}云何^{いかな}となれば嚮^{きやう}に『野根教相和解「ママ」論』⁴⁸を述^のられしも蓋し此意ならん。
- (45) 七番「大了」宗意安心は野根の別なく付法相承の義門にして敢て取捨すべからず。今は唯布教の体裁をのみ議すべし。
- (46) 三十六番「法龍」七番の説、理を盡すと雖とも之を諸師先徳の義に任せて論すべからずとせは管長挙示⁴⁹の旨趣無用に属するか如何。
- (47) 番外四番「慈恭」本末相倚て議するか否^{いな}やを衆員に問はれたき旨を述ぶ。
- (48) 議長「相憲」衆に問ふ。多数に依て相倚て議すべきに決す。議長曰く本末相倚て議する上は所詣の浄土をも定めたし。
- (49) 番外五番「五古快全」六和經「ママ」の意に基き此の美挙に及べり。然れば更めて各本山の権利をも自つから有し且つ各本山主にて地方教正の廉を以て此席に列^つなれるもあれば各本山全員を要せざるも敢て妨けなかるべし。

(時間につき午飯に就く。)

「以下次号。」

『明教』九〇二号(明治十二年十一月二十二日刊)⁵⁰、五頁。

十二日午後一時開場

(50) 外五番「快全」議長に代て曰く戊第一号の達書⁵¹以来西京に於て会議を開き当今の管長は諸本山の選を得て定むる者なれと即ち諸本山の代理と認るも敢て過言に非ざるなり。午前の会に二十四番「妙用」の建議に基き本末会議に見做すべき旨を管長に上申し即ち管長の許可を得たり。併しなから当会議は末派会議を正とし本山会議を傍なりとせは混同すへからざる様注意すべし。故に是迄の会議修成とも悉く廃棄すべき者とす。

(51) 三十六番「法龍」原案に末派に諮詢す⁵²とあるは更に本末協同の会議と云ふべき歟。

(52) 外五番「快全」然り。

(53) 議長「相憲」書記をして第一条の議案を朗読せしむ。
(54) 議長「相憲」是までの建議修成を廃棄して更に討議せられよ。

(55) 五十九番「徹雅」前会を廃棄し更に本末協同に議す

るか果して然らば番外達ありし以来諸府県より各々意見書を出しあれば之を議長及び委員にて長短取捨し更に議員に付して成「ママ」頓せしめられんを希望す。

(56) 議長「相憲」五十九番は是までの安心は体異なりと云か。

(57) 五十九番「徹雅」宗意安心は決して区々ならされとも其相承に異同あり。依て成「ママ」頓あらんを希ふなり。

(58) 番外五番「快全」五十九番の謂ゆる意見書は已に是を成「ママ」頓して此議案となりしなり。亦た各議員に出せる見込書は大凡同一にて殊に諸彦現に此に在り。又本宗経説は先哲の確定あれとも当今布教の弁「ママ」宜に依て諸君の議決を要するなり云々。

(59) 五十九番「徹雅」然らば管長諸碩徳にて之を定め急に末派に頒布あれ云々。

(60) 七番「大了」五十九番の説に依て第一条第一節は此に止まり、次に第二節を議せは如何。

(61) 外五番「快全」兼て委員の編製「ママ」せる一編あり今諸彦の心□までに一読せんと⁵³。乃ち書記をして朗読せしむ。

(62)

是より五十四番「原心猛⁵⁴」、四十八番「鏤海」、十一番「最峻」等の説ありしが遂に五十九番「徹雅」及び七番「大了」の説に依り第一条の議案総論は原案の儘に決し⁵⁵、次に同条第一節を朗読す⁵⁶。

(63)

十一番「最峻」諸師先徳の章疏多端にて初心或は惑ふ故に已達の碩学幸に秘密安心の大意を議すべし。密厳諸積及び十心品等を引て説述するも所欲の機に於て上仏界より下人・天・仙境に至るまで界会に於て異にするとも一々輪円具足の曼荼なりと定め度き意中なり。同意者二十七名。

(64)

四十八番「鏤海」我宗の安心は先哲の积区々なる中に天蘆懷円師の『秘密安心小鏡』⁵⁷尤もよし⁵⁸。乞ふ此抄を頒布せられよ。同意者三十余名。

(65)

是より三十六番「法龍」、十一番「最峻」、五十三番「大恵」、七番「大了」、四十八番「鏤海」等の諸説あり。殊に三十六番と四十八番との問答ありて遂に三十六番の説に『安心小鏡』を宗意安心の中ち一辺の拠所となし而して十一番の説に依り議員の投票を以て碩徳五名以上を選び安心宗意の章を編製「ママ」するを可とすといふに満場同意を表し此日の会を散す。

『明教』九〇三号(明治十二年十一月二十六日刊)、五、六頁。
十三日第五席開場^{かいじやう}。

(66)

議長「相憲」本会より議事の体裁替るを以て副議長「心猛」へ席を譲る⁵⁹。

(67)

五十九番「徹雅」原案を賛成し而して投票の方法を問ふ。

(68)

番外五番「快全」投票は在不在を問はす一宗の碩学耆徳を選挙して然るべし。

(69)

五十九番「徹雅」外五番に同意。

(70)

三十六番「法龍」安心章選定は少くも五名以上と定めたし。満場これに同意す。

(71)

一番「増隆」不在の者を選まは時日を費やさんを恐るといふ。

(72)

三十六番「法龍」之を駁し、七番「大了」も之に同意にて満場皆賛成し五名以上を在不在に拘らず選挙する事に決す⁶⁰。

(73)

番外一番「雲照」性欲に付き説明あり。曰く三密双修の人は一生成仏、一密二密を修する人は順次と一個の讃題に於て定なれとも四度加行等に於て三密に非ざる事なし。然れとも一生成仏の人幾許かある。甚だ希なり。又在家の人とても信解の人は一念の中に往生を期

する者なしとせず云々。原案は諸機に示して可なり。

(74) 十一番「最峻」原案賛成。

(75) 六番「相憲(?)」原案中唯仏唯心と謂い而して彼此接「ママ」入とは不都合なり。彼此等の四字を除くべし⁶¹。

(76) 外一番「雲照」敢て加へざるべからすといふに非ず。趣意通すれば六番の説にてもよろし。

(77) 四十八番「鏤海」彼此等とは安養と兜率とに心得却て除かざるを可とす。

(78) 三十六番「法龍」諸説区々なれとも四十八番の安養と兜率に心得とは甚だ然るべからず。今一宗布教の基礎に備ふる原按「ママ」に浮れたる語を置いて可ならんや云々。

(79) 是より七番「大了」、二十四番「妙用」、五十三番「大恵」、十一番「最峻」等の説ありて遂に原案に決す⁶²。

(時間につき午飯。)

午後一時二十分、第六席開場。

(80) 書記第二節を朗読す⁶³。

(81) 十一番「最峻」一類の機の分齋並びに安心対弁に付き説明を請ふ。

(82) 外一番「雲照」布教上或は一席中に三密を説くあ

り爾らざるあり。請に応して真言を授るあり。然れとも深義より云へは一真言に於て三力具足すべし云々。対弁は聖道浄土にて宗の他力は行者自心品即是蓮花蔵界云々。

(83) 五十三番「大恵」一類は結縁・傍機に局るやと問ふ。

(84) 外一番「雲照」宗の正機は三密双修、一密二密傍機云々。批判教門より云ときは真言を授る等は結縁・傍機なり云々。

(85) 四十八番「鏤海」第二節の修正を左の如くなしたし。曰く三密為宗を忘れず劣機の為には単に真言の功德を説くを要す。

(86) 番外二番「行智」四十八番の修正へ固よりと加ふべし。

(87) 六十四番「瀧川秀盛⁶⁴」、一番「増隆」、三番「小野方賢宝⁶⁵」、六番「相憲(?)」等の諸説ありしが四十八番の修正結末の「を要す」とあるを「も妨なし」に修正することに決す⁶⁶。

(88) 六十四番「秀盛」但書は三密なりや三力なりやと問ふ。

(89) 議長「相憲(?)」三力と答ふ。

(90) 七番「大了」原案賛成。満場之に同す⁶⁷。

(91) 書記第三節を朗読す⁶⁸。

- (92) 十一番「最峻」勸奨の二字は勸財の名義に差響きて不都合なれば改正ありたし⁶⁹。
- (93) 五十九番「徹雅」説教儀式授見「ママ」等と修正すべし。
- (94) 五十三番「大恵」原案賛成。
- (95) 是に至て更に旧案の第三節を読む。
- (96) 一番「増隆」教師とあり又習練とあるは不都合なり。能所の分を混す⁷⁰。
- (97) 五十三番「大恵」教師選定と改たむべし。
- (98) 番外一番「雲照」教師習練と云も妨なし。世間の師範学校の如し⁷¹。
- (99) 七番「大了」学林内へ習練所を置か、本院内へ置か。

- (100) 六十四番「秀盛」教師習練の四字を削りたし。
- (101) 二十四番「妙用」布教課主任者の分斎担当を問ふ。
- (102) 議長「相憲」曰く布教を担当する者は外に出ては説教し課中に在ては未達の者に習練せしめ或は著述を司とる。
- (103) 番外二番「行智」教師等の分斎は章程頒布の上悉く知るべし⁷²。
- (104) 七番「大了」宗意安心は学林内へ置くべし。然らざれば会計へも差響く云々。
- (105) 三十二番「信元」、三十九番「中小路聖深⁷³」等の説あれど時間に付き退場。

参考文献

- 『高野山僧伝聞書（近・現代篇）』、山口耕栄、報恩院、二〇〇四年。
- 『真言宗年表』、守山聖真（編）、国書刊行会、一九九〇年。
- 『智山人名辞典』、齐藤昭俊、山喜房佛書林、一九七二年。
- 『智山年表「近現代篇」』、智山年表編纂室、東京印書館、二〇〇九年。
- 『智積院史』、村山正榮（編）、弘法大師遠忌事務局、一九三四年。
- 『豊山年表 改訂増補』、真言宗豊山派宗務所、一九八四年。

『密教大辞典』。

『明教新誌』CD-ROM、小林写真工業。

「大会議條款」『明治仏教思想資料集成』明治仏教思想資料集成編集委員会、第七卷、一九八三年。

荒木良仙 一九二一 『仏教制度之研究』、仏教制度之研究発行所。

石堂勢外(慧猛) 一九〇二 『真言宗革命史』、伝灯会出版。

奥野真明 二〇〇二 「明治時代における真言宗智山派——『密厳教報』に掲載される真言宗分離合同について——」

『現代密教』、一五号、一四五～一七八頁。

奥山直司 二〇〇八 「近代日本仏教史の中の土宜法龍」『環』、二〇四～二二二頁。

河野光顕 一九三六 「明治以降高野山と真言宗各派」『密教研究』特輯号(六〇)、九五～一〇二頁。

柏原祐泉 一九九〇 『日本仏教史 近代』、吉川弘文館。

草繁全宜 一九一四 『釈雲照』全三巻、徳教会。

神亀法寿 一九三三 「明治時代に於ける真言宗——特に政治と布教について」『現代仏教』十周年記念特輯号

(一〇五)、三七一～三七八頁。

高井知弘 二〇〇七 「真言教団 近現代布教史の研究」、高野山布教研究所・教化研究報告書。

高楠順次郎 一九三三 「明治仏教の大勢」『現代仏教』十周年記念特輯号(一〇五)、六～一七頁。

田中悠文 二〇一一 「智山第四十一世 佐々木義範能化と明治初頭の真言宗」『現代密教』、一二号、一九七～二二八頁。

谷川穰 二〇一一 「明治維新と仏教」『新アジア仏教史』一四 近代国家と仏教、一四～五五頁。

寺河俊海 一九七〇 『真言宗布教史』、高野山真言宗布教研究所。

目黒隆幸 一九五六 「真言宗布教史」『密教文化』、三六～三七号、一～一〇三頁。

中村本然 二〇〇八 『密教の安心』、高野山大学通信教育室。

羽賀祥 一九九四 『明治維新と宗教』、筑摩書房。

服部鏐海 一九〇九「布教実歴談」(蓮生観善筆記)、『真言宗安心全書 下』、九三八〜九七四頁。
平野武・本多深諦 二〇一一『本願寺法と憲法』、晃洋書房。

『大会議條款』は後述するように明治十二年六月開催の本山会議と、十一月開催の本末共同会議の確定事項を掲載したもの。本山会議で議決された「御遺告に基づき宗制を一にする件」などの三ヶ条三十節、本末共同会議で議決された「宗意安心を一体し布教の体裁を一にする件」などの七ヶ条数十節が條款に掲載されている。

『真言宗成規章程』は「職制」「僧制」「懲戒条例」「学制」「法務所規約」「法務所事務章程」「法務支所規約」「法務支所事務章程」「総覺規程」「総覺事務章程」「総覺生徒寮程」「中学林学則」「得度願章程」「交衆試補章程」「選挙則」「各地方派出者心得」からなる(筆者未見)。「豊山年表 改訂増補」参照)。もつとも当章程を宗派内の憲法(≡宗制、宗規、宗法、寺法)と見なすべきか否かは今後慎重に検討されねばならない。当時、本願寺派においても寺法編成会議が行われ、明治十三年には寺法が制定されている。特に宗教を執行する執行規定、集会規定が詳しい。当時の本願寺法を検証した平野氏によればその寺法は「立憲主義的」であり、国家の憲法に先立って制定されている点で「先進性」を持つと評価されている(平野・本多 二〇一一、四五〜五八頁)。管見の限り、真言宗において立憲主義的な憲法と見なせるものは明治十九年に認可された「真言宗宗制」を嚆矢とするのではないかと思われるが、この点、識者の叱正を乞う。

『智山年表』『豊山年表 改訂増補』では八日に大会議終了とある。これは八日に東寺の祖影前で法衆を勤修した日までを本山会議と見なしているためである。審議は『明教』(八三八、明治十二年七月十二日刊)によれば、五日には終了している。

一級から六級までは順に大教正、権大教正、中教正、権中教正、少教正、権少教正にあたる。七級以下十四級までは順に大講義、権大講義、中講義、権中講義、少講義、権少講義、訓導、権訓導である。以上、十四級は教導職制に基づく階級であり、明治十七年の廃止に至るまで政府が補任の許可を下していた。

出席者の数は『大会議條款』の署名より計算。ただし高志大了(略歴は後述)の署名は末派総代と六級以上の欄に重複している。大了は当時、権少教正であり六級以上住職のはずである。よってここでは地方末派議員の数を一人減らして五十二名とした。

年表としてはそれ以外に『智山年表「近現代篇」』、『豊山年表 改訂増補』が参考になる。第一大成会議から第二大成会議までの流れを追うには『智積院史』が参照されるべきであろう。制度史の観点からは荒木良仙氏の研究(荒木 一九二一)、真言宗の分否論

争史の視点からは石堂慧猛氏の研究(石堂 一九〇二)、真言宗布教史の観点からは目黒隆幸氏の研究(目黒 一九五六)、寺河俊海氏の研究(寺河 一九七〇)、そして高井知弘氏の研究(高井 二〇〇七)が、さらに服部鏝海氏の回顧記は会議前後の具体的な情報を提供している(服部 一九〇九)。もちろん服部氏の話を鵜呑みにするわけにはいかないが。その他、神亀(一九三三)、河野(一九三六)、奥野(二〇〇二)、中村(二〇〇八)、田中(二〇一一)も参照されるべきであろう。

明教記者は「景況」と呼ぶので「景況録」とすべきかもしれないが、ここでは現代人に馴染みやすい語を用いた。なお記者によると「緊要なる廉々のみを記し」たするので詳細な記録ではない。

高楠順次郎によれば、神仏分離令といっても仏教撲滅の政策ではなく、神道思想より起こる報復的行為と見るべき程度のものであるとされる。これを形式破壊と言ひ、明治五年以降の仏教の内容破壊(すなわち大教院政策などのこと)と区別している(高楠 一九三三)。また高楠の見解を評価する谷川穰の論考も参照せよ(谷川 二〇一一、一五〜一七頁)。

明治初期においては宗教を管掌する教部省、その省内での教化を主目的とする大教院機関、国家から認定される役職としての教導職制(注4も参照)などに留意する必要があるが、ここではその詳細には触れない。幕末、明治維新から十年までの国家の宗教政策、そしてそれに従う仏教界の動向については、ここ数年の研究成果を網羅した谷川(二〇一一)の論考を参照すべきである。

天保三年(一八三二)〜明治三十一年(一八九八)。本山会議、及び本末共同会議に出席。後述の如く本末会議では議長として出席。また明治十八年の一宗会議においても議長を務める。明治二十七年能化(豊山第五十六世)。「密海慈舟」興教大師行状記」など著作多し。六十七歳没。

天保五年(一八三四)〜明治三十一年(一八九八)。本山会議には出席していないが、後述の如く、本末共同会議に出席している。明治二十四年能化(豊山第五十五世)。明治二十七年真言宗長者。六十五歳没。

文政九年(一八二六)〜明治四十四年(一九一一)。本山会議及び本末共同会議に出席。両会議とも主任を務める(詳細は後述)。明治元年神奈川金剛頂寺晋住。八十六歳没。

弘化元年(一八四四)〜明治二十三年(一八九〇)。本山会議及び本末共同会議に出席。両会議とも主任を務める(詳細は後述)。京都・上品蓮台寺住職。明治十六年には真言宗宗制編纂委員。十九年には新義派大学林創立事務長等を務める。著書に『四恩略弁』。四十七歳没。天保五年(一八三四)〜明治二十二年(一八八九)。本山会議には主任として出席。但し本末共同会議には出席していない。安政二年より大阪・宝珠院住職。後に勧修寺門跡。当時四十六歳。五十六歳没。

天保十年(一八三九)〜明治十七年(一八八四)。本山会議及び本末共同会議に出席。両会議とも主任を務める(詳細は後述)。明治

十三年東寺定額位に補される。四十六歳没。

16 文政六年（一八二三）→明治二十六年（一八九三）。本山会議には出席していないが、後述の如く、本末共同会議には出席。文久二年高野山・明王院住職。明治五年神仏合併大教院議事長。明治十二年無量壽院住職。著作『三条教憲和解』。七十歳没。

17 七月五日の会議終了時点で後記として次のように記されている。「前件綱領三箇条細目三十節は這回諸本山列席の上審議を遂候条。管長選出の後更に一宗会議を要して之を大成し而も實際施行の順序を立て宗制統一の良法を布き・・・」『明教』（八四〇号、明治十二年七月十六日刊）。
18 文政十年（一八二七）→明治四十二年（一九〇九）。明治二十年、目白僧園開設。明治三十二年、仁和寺門跡（翌年四月職を辞す）。明治三十九年日露戦争戦死者廻向のため朝鮮満州を巡錫。著作『密宗安心義章』『仏教大意』など多数。八十三歳没。本山会議には出席していないが、本末共同会議には主任長として出席している（後述）。

19 安政元年（一八五四）→大正十二年（一九二三）。明治二十六→二十七年、シカゴ万国宗教会議に出席。その後、ヨーロッパを巡遊。明治三十九年仁和寺門跡、御室派管長、真言宗連合京都大学総理。明治四十一年古義真言宗各派連合総裁。大正九年高野派管長。七十歳没。後述するように本山会議には出席していないが、本末共同会議には参加している。

20 「余は当初より西京会議（六月開催の本山会議。筆者注）の決は至重の要目なれば本末均しく議定すべきものなりと信ぜし如く這回の六条も亦た本末均しく議定すべきものなりと信ずるなり。夫れ今日は主任諸君（大崎行智など。筆者注）の配慮せらるる如く旧習に慣例して擅行すべきの時にあらず。況んや僧伽の真相たる和合の本旨たる必らず乳水一味以て融会すべきにおいておや。況んや本山のみに偏し、末派のみに局り議定すべからざるにおいておや」。いつ法龍が書いたものか、また十月三十日付の達書を知っていたのかは不明。ただし内容から推して会議直前十一月十日以前であるのは間違いない。

21 本山会議では各山総代議員として出席している。

22 嘉永二年（一八四九）→明治二十年（一八八七）。後に横浜・増徳院住職となる。明治十八年、古義大学林創立委員となり翌十九年学務係となる。三十九歳没。本山会議には出席していない。

23 本山会議は各山総代議員として出席している。

24 本山会議では各山総代議員として出席している。

25 弘化三年（一八四六）→明治四十二年（一九〇六）。明治二十年、伊予・仙龍寺住職。著作『空拳夜話』『教示章講義録』など。六十四歳没。本山会議には出席していない。なお鏝海の回顧するところによれば、彼は本末共同会議に出席したいという気持ちはあったものの議員ではなかったという。そこで本山会議に出席した楠玉諦（一八一八→一八九九）に面会した。玉諦が本末会議に出席しないことを知ると彼は代理

出席の意志を表示したという。結局、鏝海は玉諦の代理として出席できたのだ、と述べられている。ただし費用は鏝海の負担であつたらしい(服部一九〇九、九五—九五二頁)。

26 第一条 宗意安心ヲ一体シ、併セテ布教ノ体裁ヲ一ニスル件

蓋シ、智目行足、入清涼地ハ龍樹ノ垂訓、安心立行ハ顯密ノ通規ナリ。故ニ大日經ノ初入真言門住心品ニ先真言行者ノ安心ヲ説玉フ。其要、如実知自心ノ句ヲ出テス。此自心淨菩提ノ本末ノ因縁ヲ開テ三句五転トス。此三句五転ノ中ニ一切万行ヲ摂ス。然ルニ是等ノ法門、何ヲ以テ宗トストナラハ、三平等ヲ以テ宗トス。謂ク、自心ト衆生トノ三業ト、本尊諸尊ノ三密ト、一相一味ノ曼荼羅ニシテ、平等々々俱ニ第一際妙極ノ境ニ住ス。故ニ自心本来即仏ノ理決定セリ。今此宗ニ入モノハ、先阿闍梨ニ随テ此教理ヲ聴聞信受シ、安心決定シテ三摩耶戒ノ真言等ヲ授伝シ、晝夜四時日課ヲ行シ、往生淨土ノ勝行ヲ修スル人ヲ正ニ初テ真言門ノ行者トス。

問、所示ノ如キハ高尚ニシテ劣機ノ堪ル所ニアラス。曰、爾ラス。若人此旨ヲ聞テ一念信受スレハ即一ノ即身往生、念々相続スレハ念々ノ往生ナリ。何ノ難キカ之アラン。余教超絶ノ深旨爰ニアリ。本宗ノ教職タルモノ深ク此旨ヲ体シテ自行化他スヘシ(『大会議條款』、三六三頁)。

27 第一節 所詣ノ淨土ハ、機ノ性欲ニ從テ安養都率等ノ不同アルモ、彼此涉入シ、并ニ皆同毘盧遮那十界輪円ノ身土ニシテ唯佛唯心ナリ。阿闍梨此安心ヲ以テ広く示教利喜スヘシ。但、宗意安心章ハ追テ編製頒布スヘシ(『大会議條款』、三六三頁)。

28 第二節 三密為宗ヲ忘レス、劣機ノ為メニハ単ニ真言ノ功德ヲ説ク等モ固ヨリ妨ケナシトス。但、此中自ラ三力ヲ具スレハ偏ニ他力ヲ主張スル宗ト濫スルコトナキヲ要ス。且ツ対弁門ト安心門ト混スヘカラス(『大会議條款』、三六三頁)。

29 ただし明治十七年四月二十六日からの第二大成会議において雲照の掲げる三学主義、それに基づく一宗画一は挫折する。その背景には新古分離を主張する新義派の存在、または画一主義であつても末寺を全て東寺に帰一させるのか、それとも末寺を従来の各本山に所属のまま東寺に帰一するのか、という議論の存在があつたとされる(『智積院史』第二編、一一九頁)。なおそれから一年半が経ち明治十八年十月に行われた本末共同会議(第二大成会議の延長ともされる)に雲照は参加していない。

30 たとえば七月の時点では「総本山」という言い方をされていたものが、後の確定條款を見ると「教王護国寺」「長者寺」と訂正され、「総本山」という言い回しは明らかに避けられている。

31 大崎行智は雲照の『四大白説』に序言を付し、会議一般の弊害として多数決(多論)が必ずしも良い方向にいくとは限らないとし、ここにおいて雲照和上が四大白説に依拠し、六和敬を主として多数決を取るべきとした、とする(草繫 一九一四、下巻、一八〇—一八一頁)。なお鏝海によると雲照は御遺告を真向に捧げ四大白説六和敬を主張せられたが、議員の多くは四大白説、六和敬の意味を

理解できずにいた。そのとき法龍がどんだん質問し、雲照がいちいち説明を加えていくことで、ようやく他の議員も理解するに至ったと回顧されている（服部 一九〇九、九五二〜九五三頁）。傍聴録には雲照と法龍のやり取りを思わせる記録が残っている（傍聴録(3)参照）。

『毘奈耶雜事』は卷三十五以降、釈尊涅槃前の遊行行化が説かれている。『雜事』では最終巻において五百あるいは七百結集の事が述べられているが、遊行行化は結集までの因縁譚を説いているのである。卷三十七も因縁譚の文脈である。なお、四大白説はいわゆる四依説中の「依法不依人」を説明したものであろう。ある人が如来であらうが、聖者であらうが、その人の言葉が法である仏語と矛盾すれば「黒説」となる。あくまで人ではなく仏語を抛り所とすべきという理念である。

『明教』ではこれ以前にまず前号から続く「大会議規則章程」が掲載されている。その後、記者は景況、すなわち傍聴録を記載するにあたり次のように述べている。「真言宗大会議の景況は日々傍聴して其巨細を見聞するまま悉く記載したきは論なけれども事多端にして紙幅限りあり。且その瑣末まで記したればとて然まで益なきこともなきに非ざれば唯其緊要なる廉々のみを記すこととなすべし。讀者幸いに疎漏とのみな咎めたまいそ」と。

会議総則第五条・議場に於て確定する條款施行の順序を定め緩急を計り或いは議長の判決なし難き件々を裁可するは管長の特権たるべき事。九月二十五日付達では靈雲寺で本末が六ヶ条を審議するという達とともに、会議に先立ち地方で小会議を開き「余儀の見込書」を整頓して、前もって郵送せよとの通達もなされた。「各地方より出たる建白等の処置」はその見込書の処置を指すと思われる。

書記章程によると（『明教』八九九号）、第一款では「議長の指揮に依じて議案一節ずつを朗読すべし」とある。この規定によって書記が朗読しているのである。

「護国利民往生浄土の勝行を云々」としたいという主張。

九〇〇号では傍聴録掲載に先立ち議員の番号とそれに対応する議員名が列挙されている。記者によればこのリストは前号（八九九号）で挙げるつもりだったが、印刷の都合で今回掲載することになったとされる。

享和元年（一八〇一）〜明治十六年（一八八三）。当時七十九歳。会議は東京護国寺・権少教正として出席。明治二年東京護国寺晋住。八十三歳没。

略歴不明。会議当時は高知県隆禪寺権少教正・東禪城代理、大講義として出席。

法龍の見解か、あるいは法龍が大了の見解を敷衍したものか、不確かである。仮に法龍の見解とするならば、(20)では法龍が「然らば」以降、本末共同して一宗の安心を議論すべしと主張しており、今の見解と異なることになる。矛盾なく理解するためには、(19)あるいは(20)にお

いて雲照から六和敬・四大白説の意味するところを聞き、考えを変更したと考えるべきなのだろうか。

雲照は四大白説が説かれた経緯を回答しているが、法龍は「四大白説のうちいづれにありや」と聞いており、その回答が意味不明である。雲照の回答中、「等」という語があるように、法龍の質問に対する雲照の回答は記者に省略された可能性がある。

文化九年（一八一二）～明治十九年（一八八六）。豊山第五十三世。明治六年能化となる。明治十二年七月六日の選挙にて真言宗管長に当選する（翌年一月まで）。七十五歳没。

傍聴録掲載に先立ち十一日からの会議に遅れて到着した七名の議員番号とそれに対応する議員名が挙げられている。

「宗意安心を一体し併せて」の「を一体し併せて」を「に根拠し」に変更し「宗意安心に根拠し」にしたいという主張。原文には二十四とあり、「番」を欠く。

何が章程に背くのかは明らかではない。憶測にすぎないが議場章程第九条「動議質問共一名の応答を結了せざる以前に他の議員の発論を許さざる事」に抵触した可能性を指摘しておく。

高志大了著『野根教相和会論』明治十年二月出版。真言宗内の事教相の和会を主張している。特に教学上、新古義の解釈が異なる自証極位説、至極の重の有相無相、能造の一具多具、所執の捨不捨の諸説について会通することが可能と論じている。つまり大了の著書で主張されている教学の会通論は、安心統一の論理と一致すると法龍は考えているのである。

管長演説の旨趣「曩に本宗諸本山の龍象を会同して宗制画一の練議を盡くせり。今や末徒に諮詢すべきの条節数款を挙示して各位に問議す。乞う忌諱を忘れて法灯を將に消えんとするに膏さし智囊を傾けて教綱を未だ墮さざるに張らんことを」。なおこの演説は『大會議条款』では「會議告文」として掲載されているが、それと比較すると語句の修正・加筆等が見られる。特に「練議を盡くせり」の後「今や末徒に諮詢すべきの」が、「今亦本末を会同せしめ」とされている。このような変更の背景には、法龍と大了などの議論が影響しているはずである。

これ以降の傍聴録にルビが振られる単語は『明教』（九〇三）の「開場」のみである。

明治十二年四月に内務省より通達された管長別置の廃止指示のこと。

どの原案を指すか不明。なお注49に挙げた管長演説の中には「末徒に諮詢すべき云々」とある。

審議している第一条とは別の案を、ある編成委員が準備していた模様で、それを参考までに読ませたのであろう。

天保五年（一八三四）～明治三十九年（一九〇六）。当時四十六歳。會議は京都府教王護国寺代理・大講義として、また副議長として出席。明治二十二年金剛峯寺座主。明治二十三年真言宗長者。七十三歳没。

55 「原案の儘」とは先に挙げた第一条議案のままということ。確かに『大会議條款』の第一条と傍聴録掲載の第一条素案「傍聴録(6)」とは変更点は見当たらない。

56 この第一節が先に挙げた案「秘密安心は先徳の諸章及び即今諸彦の意を纂めて追て一篇を編製し頒布すべきものとす」「傍聴録(6)」を検討しているのかは不明。後には雲照により原案の「性欲」が説明されるが「傍聴録(7)」、先の第一節案「傍聴録(6)」には「性欲」という語は無く、むしろ「所詣の浄土は機の性欲に従て」云々という最終的に確定された別の第一節(注27参照)の素案を検討しているようにも思える。

57 天蘆懷円(一七四六―一八二五)著『安心小鏡』では上中下の三根に分けて安心を説く。上根は即身成仏の機根、中根は往生浄土の機根、下根は現世に一分の悟証を得ようとして修行する機根。上根は大日如來の悉地、中根は兜率天に住す悉地、下根は高野山の巖窟に入定して三会の暁を待つ悉地を得るとされる。

58 鏝海によると、当会議に出席していない別所栄厳(一八一四―一九〇〇)は『安心小鏡』を安心とすることに大いに賛成したけれども、当会議の主任長である雲照は「絶対的にこれを拒否」したという。そこで五人の碩徳(注60参照)に託して新たに安心章を編成することになったと述べる(服部 一九〇九、九五三頁)。しかし傍聴録にはそれを示唆する雲照の発言は記録されていない。

59 「議事の体裁が替る」とはどういうことなのか不明。これ以降に相憲が六番の議員として発言しているが、それと関わることなのであろうか。五人とは、高岡増隆、佐伯旭雅(一八二八―一八九一)、上田照遍(一八二八―一九〇七)、釈雲照、小野方賢宝(略歴は注65参照)。この決定にあるように、当会議に出席していない旭雅、照遍が選出されている。

61 後に確定された第一節(注27)を見ると「所詣の浄土は機の性欲に従て安養都率等の不同あるも彼此涉入し並に皆同毘盧遮那十界輪圓の身土にして唯仏唯心なり・・・」(波線筆者)とある。審議している素案はこれに近いのであろうか。

62 『大会議條款』第一条・第一節については注27参照。

63 原案は掲載されていないが、おそらく確定した第二節(注28)と大差ないと思われる。

64 略歴不明。大成会議当時は大阪府勝寶寺・中講義(ただし署名記事では盛秀とある)として出席。

65 文政十一年(一八二八)・明治十七年(一八八四)。会議には新潟県普光寺・少教正として出席。当時五十二歳。新潟県普光寺住職。五十七歳没。注28に挙げた第二節中「固より妨げなしとす」以前の案は「を要す」とあったようだ。

66 『大会議條款』第一条・第二節については注28参照。

68 審議内容を追う限り、第三節素案は決定された第三節と多少異なっていたように思われる。『大会議條款』第三条・第三節はこうある。「第三節 法務所内ニ布教課ヲ置き、布教上ノ庶務ヲ担任セシメ、体裁画一振起隆盛ヲ謀ラシムヘキ事。但、自今、説教習練場ヲ総疊内ニ

設クルモノトス」。またこの直後に旧案の第三節も議論されているがその内容は不明。

69 「勸奨」という語は、「勸財」という宗教的にふさわしくない語を想起させるから不都合だということか。

70 「教師習練」という複合語について、「教師」とあり、「習練」とあるのは、訓練する人・される人を混乱することになるから不都合だということか。

71 「師範学校」という語句が、教える側「師範」と教えられる側「学校」を複合語にして一般に使用されているから問題ない、ということか。

72 後の明治十四年の第二回布教会議において決定された「布教会議條款」中、「第一条 説教習練ノ課ヲ置キ布教師ヲ培養スルノ件」「第

二条 説教師派出章程ヲ定ムル件」を指すのであろうか。

73 略歴不明。大成会議当時は茨城県楽法寺・大講義として出席。『智山人名辞典』では仲小路とある。そこでは明治十九年新義大学林委

員事務担当を務めたとされている。

〈キーワード〉明教新誌、大成会議、土宜法龍